

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日には、
当たる翌日)

目 次

◇告 示 景観形成地域の指定（全県公園化・景観政策課）

景観形成地域基本計画の決定（
岸本町役場、淀江町役場、大山町役場、名和町役場、中山町役場、江府町役場及び溝口町役場に備え置いて総覽に供する。）

告 示

鳥取県告示第三百六十六号

鳥取県景観形成条例（平成五年三月鳥取県条例第三号）第七条第一項の規定に基づき次とおり景観形成地域を指定するので、同条例第十条第五項の規定により告示する。
その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部全県公園化・景観政策課、米子市役所、岸本町役場、淀江町役場、大山町役場、名和町役場、中山町役場、江府町役場及び溝口町役場に備え置いて総覽に供する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 景観形成地域の名称
大山景観形成地域

二 景観形成地域の区域

市 町	区 域
岸 本 町	小林の全部並びに大原、久古、須村、番原、福岡、真野及び丸山の各一部
淀 江 町	大字本宮の一部
大 山 町	大山の全部並びに赤松、鋸戸、豊房及び前の各一部
名 和 町	大字加茂の一部
中 山 町	高橋、羽田井及び松河原の各一部
江 府 町	大字御机、大字美用、大字吉原及び大字大河原の各一部
溝 口 町	岩立、上野、大滝、大内、金屋谷、柄原、富江及び福兼の各一部

鳥取県告示第三百六十七号

鳥取県景観形成条例（平成五年三月鳥取県条例第三号）第八条第一項の規定に基づき次とおり景観形成地域基本計画を定めるので、同条例第十条第五項の規定により告示する。

平成六年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大山景観形成地域基本計画

1 基本構想

中国地方の最高峰である大山とそのすそ野は、鳥取県を代表する美しい自然にはぐくまれた雄大な景観を有する地域である。独立峰として日本海にそびえたつ大山は、見る位置によってそれぞれ異なった姿を見せるが、特に西方から見た山容は美しく、伯耆富士とも呼ばれて人々に親しまれている。

米子市、岸本町及び溝口町付近から眺望する大山は、典型的な富士山型で、穏やかで落ち着いたイメージのある緩斜面のすそ野が徐々に急傾斜になり、標高800m付近から一気に高度を増している。標高500m付近までは、農村集落が点在し水田や畠地が広がっている。また、広大な樹林は四季折々の変化に富んだ自然景観を見せてくれる。

大山は、本県が全国に誇りうる優れた自然景観を有する地域であり、多くの観光客が訪れている。また、ふるさと大山ふれあいリゾート構想に基づく高原リゾートとしての発展が期待されており、中国横断自動車道岡山米子線の開通に伴う様々な開発動向も見られるなど、今後の景観変化の可能性が高まっている。これらのことから、県土の景観を代表する大山地域を、雄大な自然と先人たちが築き上げた優れた景観を有し、県民の郷土に対する誇りと愛着をはぐくむ共有の財産として、地域の発展との調和を図りながら次代に引き継いでいくため、景観形成地域に指定するものである。

(1) 景観形成のための基本方針

雄大な自然や地域特性と調和した統一感のある景観形成を図るため、次のとおり基本方針を定める。

ア 豊かな自然との調和

当地域は、低地のアカマツ林、山腹のミズナラ、ブナ林、さらに山頂付近のダイセンキヤラボクをはじめとする高山性植物などの多彩な植物が分布する自然環境を有しており、これらは景観上重要な要素となっている。

このため、これらの豊かな自然と調和した景観の形成を図る。

イ 大山の眺望の保全

大山は日本海に面し、ひときわ高くそびえている。雄大な大山を見上げる景観は、当地域の景観の根幹をなすものである。

このため、周辺からの大山への眺望の保全を図る。

カ 優れた田園景観の形成

水田、畠地及び牧草地は、大山の山容と調和して良好な景観を呈している。大山のすそ野では、田園の広がるのどかな農村風景と、その背後の豊かな樹林景観、さらに後方には大山の雄大な眺望が得られる。また、牧草地は牧歌的な印象を与えてくれる。

これらのことから、水田、牧草地、集落等が一体となって自然と調和した優れた田園景観の形成を図る。

エ 良好な沿道景観の形成

地域内の主要な道路は、大山を中心に放射状及び同心円状に延び、ブナ林の間を縫うように延びる環状道路などでは、樹林が四季折々の変化に富んだ景観を見せてくれる。また、沿道には、大山や日本海の優れた眺望が得られる地点が多い。

このため、大山や日本海の眺望を確保しつつ、良好な沿道景観の形成を図る。

(2) 景観形成区域の設定及び景観形成上の課題

当地域は、地域ごとに性格の異なる多様な景観から構成されている。

このため、地形や植生などの自然条件、土地利用の状況及び将来の景観変化の可能性を勘案し、別図のとおり当地域を4つの区域に区分し、景観特性に配慮しながら、景観の形成を図っていくこととする。

〔別図〕は省略し、その図面を鳥取県生活環境部全県公園化・景観政策課、米子市役所、岸本町役場、淀江町役場、大山町役場、名和町役場、中山町役場、江府町役場及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

区域の設定及び区域ごとの景観特性は、次のとおりである。

ア 山上景観保全区域（岸本町小林及び丸山の各一部、大山町大山の全部並びに赤

松、飯石、豊房及び前の各一部、名和町大字加茂の一一部、中山町高橋、羽田井及び松河原の各一部、江府町大字御机、大字吉原及び大字大河原の各一部並びに溝口町岩立、大滝、大内、金屋谷、柄原、富江及び福兼の各一部)

大山隠岐国立公園の区域（東側を除く。）は、西日本最大規模のうつそうとしたブナの原生林など、良好な樹林景観を有している。

また、奈良時代、修驗場として開かれた大山寺の周辺には、大神山神社や阿弥陀堂など多くの文化財があり、莊嚴さを今に伝えている。

この区域においては、基調をなす自然景観等の保全とともに、歴史的な景観を有する地域では、個性的な町並みが形成されるよう配慮していくことが必要である。

イ 山麓景観形成区域（米子市岡成及び泉の各一部、岸本町大原、小林、真野及び丸山の各一部、淀江町大字本宮の一部、大山町赤松の一部、江府町大字御机、大字吉原及び大字大河原の各一部並びに溝口町岩立、大滝、大内、金屋谷、柄原、富江及び福兼の各一部）

大山隠岐国立公園に隣接する山麓部は、アカマツ、スギ、コナラなどの樹林が広がり、高原リゾートとして自然と調和した景観を構成している。

この区域においては、国道9号、中国横断自動車道岡山米子線などの幹線道路及びJR山陰本線、伯備線などからの眺望に留意して、できる限り景観の変化を抑制するとともに、樹林を保全して質の高いリゾートとしての景観の形成に配慮していくことが必要である。

ウ 田園景観形成区域（岸本町大原、久古、須村、番原、福岡、真野及び丸山の各一部並びに溝口町上野及び金屋谷の各一部）

大山のすぐ野に広がる岸本町及び溝口町の田園地域は、農地、集落が一体となって自然と調和した景観を構成するとともに、大山の前景を構成する重要な区域となっている。

この区域においては、優れた田園景観が保全され、創造していくよう配慮することが必要である。

エ 沿道景観形成区域（米子市岡成及び泉の各一部、淀江町大字本宮の一一部、大山町赤松の一一部並びに江府町大字御机及び大字美用の各一部）

主要地方道米子大山線（大山町赤松から米子市岡成まで）は、大山へアプローチする最も一般的なルートで、その沿道には樹林が広がる。また、一般県道如来原御机線（江府町大字御机から大字美用まで）の沿道は、田園が広がり、常に大山が眺望できる区域である。

この区域においては、大山の眺望を確保しつつ良好な沿道景観が形成されるよう配慮していくことが必要である。

(3) 区域別の景観形成の方向

基本方針を前提として、区域の景観特性や景観形成上の課題に配慮しながら、区域別の景観形成の方向を次のとおり定める。

ア 山上景観保全区域

大山の中でも最も大山らしさを持ち、常に眺望の対象となる区域であるところから、優れた自然に親しみ憩うことができるよう自然景観の保全を図る。

また、大山寺周辺などの歴史的景観を次代に引き継いでいくとともに、訪れる人々の心を引き付ける地域の特性を生かした個性的な景観の形成を図る。

イ 山麓景観形成区域

他の地域からの眺望の対象であることに留意するとともに、豊かな自然とふれあい、憩い楽しむことができるよう自然と調和した景観の形成を図る。

ウ 田園景観形成区域

住民が自然を大切にしながら暮らし、豊かさを感じられるよう優れた田園景観を保全、創造し、また訪れる人々との出会いをはぐくむ憩いの場となるよう景観の形成を図る。

エ 沿道景観形成区域

付近の住民や大山を訪れる人々が沿道の優れた自然景観などを体験できるようになるとともに、大山の眺望を確保するため、自然の保全や修景等による沿道景観の形成を図る。

(4) 状況変化への対応

優れた景観は、長期にわたる着実な努力の積み重ねにより、はじめて成果が得られるものである。また、景観は、人々の日々の営みの中で形づくられ、ときどきともに変化するものである。

したがって、地域の景観の状況や社会情勢に応じて、より良い景観形成が図られるよう区域及び計画については、適宜見直しを行っていくものとする。

2 特定行為景観形成基準

区域別の景観形成の方向に沿って、それぞれの区域について優れた景観の形成を図るために、特定行為景観形成基準を別表のとおり定める。

3 景観形成活動の促進に関する事項

大山地域の自然を生かした魅力ある優れた景観の形成を図るために、建築物の建築などの際に特定行為景観形成基準が遵守されていくことが必要であるが、これに併せて、その地域の住民や事業者が日ごろから景観形成活動に自主的、積極的に取組むことが不可欠である。

- (1) 住民は、景観形成に係る住民協定の締結、住民団体の結成及びそれらに基づくまちづくりなどの積極的な活動を推進し、豊かさを感じができる地域の個性と特性を生かした自主的な景観形成を図るよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、地域社会の一員であるとともに、景観形成に大きな影響を与える当事者であることを認識し、景観形成を図るよう努めるものとする。
- (3) 県並びに市及び町は、景観形成に関する普及啓発や情報の提供などを行うとともに、住民及び事業者の景観形成を推進するための活動に対して支援を行うよう努めるものとする。

4 景観形成施策の推進に関する事項

- (1) 県の行う公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成指針に沿って、市及び

町、国その他の関係機関と連携を図りながら、それぞれの区域の景観の実状や特性を尊重し、先導的な役割を果たせるよう長期的な視点に立って景観形成を推進する。

(2) 自然公園法や鳥取県屋外広告物条例など景観にかかわる他の法令等に基づく施策を、景観形成に最大級の効果が発揮できるよう、効果的かつ効率的に展開し、景観の保全と創造に努める。

(3) 県は、当地域内の市及び町に対して技術的又は財政的な支援等を行い、当該市及び町が景観形成に資する施策を積極的に推進するよう努める。

別表

大山景観形成地域特定行為景観形成基準

1 基本理念

ア 特定行為は、この計画に定める各区域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図るよう行われなければならない。

イ 特定行為は、この基準によるほか、市又は町が鳥取県景観形成条例の趣旨に沿って景観形成に関する基準、計画等を定めている場合には、これらの内容を尊重して行われなければならない。

2 建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更に関する事項

(1) 位 置

ア 景観形成上重要な山、海岸、河川、湖沼、歴史的資産、町並み等に対する周辺及び主要な展望地からの眺望ができる限り妨げないよう配慮した位置とすること。

イ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。ただし、建築物等（道路に隣接して設ける以外にその目的を達成することができないと認められる広告

県公取日

- 板、塀等を除く。)の敷地が幹線道路(知事が別に定める主要な道路をいう。)に接する場合には、その境界線から5m(沿道景観形成区域にあっては、20m)以上後退した位置とするよう努めること。
- ウ 山上景観保全区域及び山麓景観形成区域にあっては、既存の自然地形ができる限り生かすことができるような位置とし、^{（ア）}稜線や斜面上部への配置はできる限り避けること。
- エ 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。
- オ 沿道景観形成区域以外の区域にあっては、専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むため必要な建築物(以下「住宅等」という。)は、隣地との境界からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保するよう配慮すること。
- カ 沿道景観形成区域以外の区域にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から5m以上離れた位置とするよう努めること。
- キ 沿道景観形成区域にあっては、建築物は、隣地との境界からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保するよう配慮すること。
- (2) 規 模
- ア 山上景観保全区域にあっては、送電鉄塔、電柱等以外の建築物等は、高さが原則として周辺の樹木の高さ(その高さが13mを超える場合は、13m)を超えないよう努めること。
- イ 山上景観保全区域以外の区域にあっては、大山への眺望をできる限り阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えないような規模とすること。
- ウ 山上景観保全区域以外の区域にあっては、送電鉄塔、電柱等以外の建築物等は、高さが20mを超えないよう努めること。
- エ 送電鉄塔、電柱等は高さをできる限り低くすること。
- オ 広告塔及び広告版は、大きさ及び設置数を必要最小限にとどめること。
- (3) 外 観

- ① 意匠及び形態
- ア 建築物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある意匠及び形態とすること。
- イ 壁面設備、屋上設備等は、できる限り露出させないようにするとともに、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠及び形態とすること。
- ウ 複数の建築物等を設ける場合には、それらの間の調和に配慮すること。
- エ 屋根は、原則として適度なこう配と軒の出を有すること。
- オ 大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。
- ② 色 彩
- ア できる限り落ち着いた色彩を用い、背景となる大山及び周辺の景観との調和に配慮した明度及び彩度とすること。
- イ 壁面設備、屋上設備等の色彩は、建築物等本体並びに背景となる大山及び周辺の景観との調和に配慮したものとすること。
- ウ 使用する色数を少なくするよう努めるとともに、色彩相互の調和に配慮すること。
- ③ 素 材
- ア 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。
- イ 地域の特徴を醸し出す優れた素材の活用に配慮すること。
- ウ 外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
- (4) 敷地の緑化
- ア 敷地はできる限り多くの部分を緑化するとともに、道路等と接する部分は樹木、草花等による修景に努めること。
- イ 植栽については、周辺の既存の植生との調和、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮すること。
- ウ 建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選

び、その植栽位置を考慮すること。

- (5) その他
行為の期間中は、敷地周辺の緑化や工事用の堀等による修景に工夫するとともに、周辺からの遮へいに配慮すること。

3 木竹の伐採に関する事項

- (1) 位置
良好な景観を形成している樹木、樹林等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。
- (2) 規模
周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。
- (3) 方法
既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路等及び隣地と接する樹林は、できる限りまとまりをもたせて残すこと。
- (4) 事後措置
速やかに自然植生と調和した緑化による修景に努めること。

4 屋外における物品の積積又は貯蔵に関する事項

- (1) 位置
ア 景観形成上重要な山、海岸、河川、湖沼、歴史的資産、町並み等に対する周辺及び主要な展望地からの眺望をできる限り妨げないよう配慮した位置とすること。
イ 尾根の近くにあっては、^横縦線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。
ウ 行為地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。
- (2) 規模
周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。
- (3) 方法
主要な展望地及び道路等から、積積又は貯蔵されている物品ができる限り見えないよう、植栽等により遮へいし、周辺の景観と調和するよう工夫すること。
- (4) 遮へい
沿道景観形成区域にあっては、敷地が道路等に接する場合には、その境界線から20m以上後退した位置とするよう努めること。

の境界線からできる限り後退した位置とすること。

- オ 沿道景観形成区域にあっては、敷地が道路等に接する場合には、その境界線から20m以上後退した位置とするよう努めること。

(2) 規模

周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

(3) 方法

- 物品を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように行うこと。

(4) 遮へい

- 主要な展望地及び道路等から、積積又は貯蔵されている物品ができる限り見えないよう、植栽等により遮へいし、周辺の景観と調和するよう工夫すること。

5 鉱物の掘採又は土石の採取に関する事項

- (1) 位置
ア 行為地が道路等に接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。
- (2) 規模
尾根の近くにあっては、^横縦線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。
- (3) 方法
主要な展望地及び道路等から、掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
- (4) 遮へい
沿道景観形成区域以外の区域にあっては、敷地が道路等に接する場合には、そ

び、その植栽位置を考慮すること。

えないよう配慮すること。

(5) 事後措置

- ア 長大な法面又は擁壁が必要とならないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、できる限り次のようにすること。
 - ・法面は、緑化可能なこう配とすること。
 - ・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。
 - イ 行為を終了した所から、速やかに自然植生と調和した緑化等による修景に努めること。

6 土地の区画形質の変更に関する事項

(1) 位 置

- ア 景観形成上重要な山、海岸、河川、湖沼、歴史的資産、町並み等に対する周辺及び主要な展望地からの眺望をできる限り妨げないよう配慮した位置とすること。
- イ 行為地が道路等に接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。
- ウ 急斜面は、できる限り避けのこと。
- エ 行為地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。

(2) 規 模

周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

(3) 変更後の形状

- ア 長大な法面又は擁壁が必要とならないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、できる限り次のようにすること。
 - ・法面は、緑化可能なこう配とすること。
 - ・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。
 - イ 土地の不整形な分割又は細分化はできる限り避けること。

ウ 既存の自然地形をできる限り生かすなど、周辺の地形と調和するよう配慮すること。

(4) 緑 化

- ア できる限り多くの土地について、自然植生と調和した緑化を速やかに行うこと。
- イ 法面及び擁壁については、できる限り緑化による修景に努めること。